

お知らせ

スマホ決済アプリで市税などを納付できるようにになります

令和3年1月5日から、納付書のバーコードをスマホのアプリで読み込んで納付ができるようになります。対象市税など

市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、上下水道料金
対応アプリ
PayPay、LINE Pay

注意事項

領収書は発行されませんので、アプリの利用明細でご確認ください。また、バーコードが印字されていない納付書、30万円以上のもの、納期限が過ぎているものは、ご利用いただけません。
詳しくは、市ホームページまたは各アプリホームページをご覧ください。

☎ 税務課収納係 ☎ 63—5110

いつでもどこでも作成可能

スマホやタブレットで確定申告してみませんか

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマホやタブレットでも申告書が作成できます。年末調整で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をする方のほか、年末調整がお済みでない方、2カ所以上の給与所得がある方、年金や副業などの雑所得がある方など、多くの方がご利用いただけるもので、操作しやすくなっています。

例年、確定申告会場は大変混雑します。ので、感染拡大防止の観点からも、ぜひご利用ください。

☎ 佐渡税務署個人課税部門

☎ 74—3276

個人事業者向け

決算説明会は中止します

個人事業者を対象とした令和2年度の決算説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止します。

☎ 佐渡税務署個人課税部門

☎ 74—3276

家屋（建物）の取り壊し、用途変更や新増築をした場合は、ご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税される税金です。

次の場合は、令和3年度から課税内容が変更となる場合がありますので、12月28日(月)までにご連絡ください。

- ・家屋を取り壊した場合（一部取り壊しも含みます）
- ・家屋の用途を変更した場合（店舗から住宅への改修など）
- ・家屋を新増築した場合

※担当者が現地確認済みの場合は、連絡不要です。

☎ 税務課固定資産税係

☎ 63—5110

おむつ代に係る医療費控除を受ける方は「おむつ使用証明書」が必要です

傷病によりおおむね6カ月以上の期間寝たきりで、医師の治療を受けている方のおむつ代は、所得税や市・県民税の申告の際に医療費控除の対象となります。初めておむつ代に係る医療費控除を受ける方は、医療機関で発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代金の領収書」が必要です。

また、要介護認定を受けており、引き続き控除を受ける方はその要件を満たした場合、市で「おむつ使用証明書」に代わる確認書を交付します。

☎ 高齢福祉課介護保険係

☎ 63—3790

小型特殊自動車を所有している方は軽自動車税の申告が必要です

乗用装置を備えた農耕作業用自動車や、建設用自動車で小型特殊自動車に該当するものは、公道を走行するしなやかかわらず、軽自動車税（種別割）の対象となります。所有している方は、申告の上、ナンバープレート（課税標識）の交付を受けて、車両に取り付けてください。

申告には印鑑と車名、車体番号がわかる書類や標識交付証明書、もしくは廃車受付証をお持ちの上、市役所税務課（本庁舎1階）、各支所・行政サービスセンターで手続きをしてください。

☎ 税務課市民税係 ☎ 63—5110